

山形県指定市町村事務受託法人の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。）に定めるものほか、指定市町村事務受託法人の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請等)

第2条 令第11条の2第1項の規定による申請は、第1号様式による指定申請書により行うものとする。

2 法第24条の2第1項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る市町村事務受託事務所の見やすい場所に標示するものとする。

(変更の届出等)

第3条 令第11条の3第1項の規定による届出は、変更に係るものにあっては第2号様式による変更届出書により、市町村事務の廃止、休止、又は再開に係るものにあっては第3号様式による廃止・休止・再開届出書により、それぞれ行うものとする。

(市町村等への情報提供)

第4条 知事は、前二条の規定による指定又は届出の受理（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、市町村その他の機関に対して、当該指定等に係る指定市町村事務受託法人に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 市町村事務受託事務所の名称及び所在地
- (2) 指定市町村事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 指定年月日
- (4) 市町村事務の種類
- (5) 居宅サービス等の提供の有無
- (6) 市町村事務の開始年月日
- (7) 運営規程
- (8) 管理者の氏名、生年月日及び住所
- (9) 役員の氏名、生年月日及び住所
- (10) 介護支援専門員等の氏名及びその登録番号等

(公示)

第5条 令第11条の6の規定による公示は、令第11条の6各号の措置に係る指定市町村事務受託法人に関する次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 市町村事務受託事務所の名称及び所在地
- (2) 指定市町村事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地
- (3) 指定、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止の年月日
- (4) 市町村事務の種類
- (5) 居宅サービス等の提供の有無

(資格要件)

第6条 指定の申請をしようとするものが、次の各号のいずれにも該当しないものであること。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員等であるもの
- (4) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの
- (5) 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
- (6) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
- (7) その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの

(実施細目)

第7条 この要綱に規定するもののほか、指定市町村事務受託法人の指定等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年5月31日から施行する。

2 知事は、この要綱の施行日前においても、指定市町村事務受託法人の指定等に関し必要な手続きを行うことができる。

附 則

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。